

2025年12月19日
日本共産党島根県議団

2024年度(令和6年度)決算認定に対する討論

日本共産党県議団を代表して、一般会計及び特別会計、病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定、並びに、「電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定」について、可決及び認定とした委員長報告に反対の討論を行います。

議会における決算認定は、可決された予算が正確に執行されたか否か、計数が正確であるかどうかを審査するだけではなく、次年度以降の予算編成に資するため、広範な角度から住民の立場で行政を評価・検証するものと考えます。

この立場を踏まえ、県政の評価基準として第一に、憲法が定める生存権や財産権、幸福追求権など基本的人権を保障しているのか、第二に、地方自治法が規定する住民の福祉の増進という自治体本来の役割を發揮しているのか、ここに立脚するものです。

【認定第1号議案「令和6年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)」】

まず、認定第1号議案、令和6年度一般会計及び特別会計の決算認定についてです。

今、物価の高騰に賃金が追い付かず、年金は目減りし、暮らしの困難が一段と強まっています。この30年、我が国は先進国で唯一、「賃金が上がらない国」となり、そのうえ消費税は5%から8%、10%へと、実に14兆円もの大増税が行われました。賃上げの機運が高まるものの物価上昇に追い付かず、実質賃金は10か月連続でマイナスとなっています。社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で、負担増と給付の削減が繰り返されてきました。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育でも給食費や学用品費など、教育費の負担が家計にのしかかっています。食料自給率は38%と、この30年間で10ポイント近くも下落。エネルギー自給率も10%と先進国で最低水準です。東京一極集中政策と併せ、これらは人口減少や中山間地域の衰退にあえぐ地方の再生にも逆行し、知事が掲げる島根創生とも相反するものと言わざるを得ません。閉塞感を打開する抜本的な方策こそ、今の政治に求められているのではないのでしょうか。

県政に求められるのは、基本的人権の保障、住民福祉の増進という自治体本来の役割を發揮し、県民のくらしと命を守るための責任を全うすることにほかなりません。危機的状況にある公的医療、福祉サービスに対する強力な支援、農林水産業をはじめ、地域の生業を守るための施策の拡充、企業誘致だのみではなく、地域内で経済が循環するような産業政策へと切り替えていくことが求められています。

今、暮らしを圧迫する誤った政治を県政に持ち込むのか、それとも、それに立ちはだかって、島根県政が県民の暮らしと命を守る防波堤の役割を果たすべく、積極的な政策を立案・実行するのか、鋭く問われています。

以下、県政上の課題及び県政のあるべき方向を12点申し上げます。

第1に、公務を担う労働者のさらなる処遇改善です。この間、非正規公務員の処遇改善がすすめられてきましたが、県の事業を委託している外郭団体、公の施設の管理運営を担う指定管理者のもとで働く労働者の賃金引上げを含め、さらなる取り組みの強化を求めます。

第2に、県税や社会保険料を滞納した低所得者に対する無慈悲な差押えは中止すべきであります。令和6年度の個人住民税の差押え件数は1160件、国民健康保険料・税の差押えは820件に及んでいます。介護保険料未納者に対する年金の差し押さえが71人に対し269件、同様に預貯金の差し押さえが42人に対し49件も実施されています。低年金の方に対するこれらの差し押さえは、憲法25条で規定されている生存権を侵すものと言わざるを得ません。市町村に対し、是正を求めるとともに、生活に困窮する県民への生活支援を強力に推進すべきことを強調するものです。

第3に、実質賃金や年金が減少し、生存権が脅かされている下、民生費、衛生費などの社会保障予算がぜい弱であります。令和6年度、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険制度において、保険料未納による制裁措置として、334件もの短期保険証が発行されました。国民健康保険では、本年6月時点で、加入世帯の4.9%に当たる3677世帯が保険料・税を滞納しています。そして、その制裁の措置として、命綱である保険証の取上げが328世帯に及んでいます。介護保険では、本年6月の保険料滞納者は2251人にも上り、未納による制裁措置として、令和6年度において53人が給付減額措置となり、3割の利用料負担が課されました。

貧困と格差が拡大し、低所得者や生活困窮者が社会保障制度から排除される事態は、早急に正されるべきであります。

国民健康保険料を引き下げるため、均等割、平等割などの応益割を廃止するとともに、県に

よる独自財源投入を決断すべきであります。介護保険における保険料や利用者負担の軽減、危機的状況にある訪問介護への支援策を講じるなど、地域医療の充実と合わせ、人間の尊厳を守るべく社会保障を抜本的に充実させることを求めます。

そして、住民の命と健康を守るために奮闘している、医療・介護・保育・障がい者福祉などの現場で働く「ケア労働者」の処遇を、抜本的に改善すべきであります。

第4に、宍道断層近傍に建設が計画されている松江北道路事業は、県民の理解と合意が得られておらず、中止すべきであります。こうした不要不急の事業が進められようとする一方で、土砂災害要対策箇所の整備率は19.5%、落石等通行危険箇所の整備率は15.0%、県管理河川の整備率は32.8%でしかありません。

災害に弱い県土という現実を直視し、防災・減災型公共事業こそ最優先すべきであります。また、県が行う建設事業に対して、市町村へ過大な負担を求めるべきではありません。

第5に、農業においては、農産物の際限ない輸入自由化路線の中止、食料自給率向上のための施策を国に強く求めるべきであります。2023年秋以降、コメの不足を背景とした価格の高騰は、本年産米が店頭に並んだ現在に至ってもなお続いています。この異常事態のおおもとは、コメの生産と供給を市場に全面的にゆだねたうえ、消費量が毎年減ることを前提に生産量をぎりぎりに抑え、農家に生産削減を押し付けてきた結果に他なりません。コメは増産するとともに、価格の安定に政府は責任を持つべきであります。持続可能な農業経営の実現、島根農業の再生に向け、生産コストをカバーする農産物の価格保証と農家の所得補償を抜本的に充実させることを強く求めます。

第6に、人手不足が叫ばれる今、企業誘致頼みから脱却し、地域に根を張って頑張る中小企業、地場産業育成にこそ、商工予算の柱をシフトすべきであります。安来市内において、1000人規模の工場立地が計画され、県が用地整備をすすめています。操業開始となれば、労働力の奪い合いが激化することは必至です。企業誘致のあり方を含め、見直すことを求めます。苦境に立たされる業者への支援を拡大するとともに、内発型、循環型の地域振興策こそ、強力に推進すべきであります。

また、島根県の最低賃金は時給1033円ですが、東京都の最低賃金は1226円であり、依然として193円もの開きがあります。中小企業支援強化とともに最低賃金を引き上げることは、人口減少対策の要(かなめ)であることを強調するものです。

第7に、同和対策事業の特別措置法が終結したにもかかわらず、本県においては、民間の同

和団体への突出した補助金支出が続き、逆に不公正を生み出しています。運動団体への補助金は他の補助金との公平性を図るべきです。

第8に、子どもを苦しめ、学校間の序列化を生み、教育現場を競争に駆り立てる、全数調査による学力テストの中止を求めます。ましてや、学校別結果の公表など論外です。今、不登校児童・生徒が急激に増加しています。この背景には、学校での活動に加え、塾や習い事で子どもが忙しくなっていること、受験や学力テストなど、過度な競争教育や人間関係でのストレス、教育にかかる公的支出がOECDで最下位と日本の教育予算が極めて少ないこと、それに起因する教員不足と教員の多忙化、新自由主義的な経済政策のもとで格差と貧困が拡大し、社会に希望や展望を見出しにくくなっていることがあります。

今、求められることは、教員不足の解消、「定額働かせ放題」と呼ばれる給特法の抜本改正、教職員の勤務環境の改善とともに、少人数学級をさらに進めること、就学援助制度の拡充や給食費・教材費の無償化など、子どもと保護者への支援を充実すること、全ての教室、体育館へのエアコン設置、トイレの改修など、子どもたちが安心して学べるよう教育環境を改善することです。

また、本県教育が、不安定な勤務条件の下で働いている多くの臨時的任用教職員によって支えられています。正規教職員の大幅増員、臨時的任用教職員のさらなる待遇改善を求めます。

第9に、県民生活に欠かせない地域公共交通を守ることは、県行政の柱の一つです。今、運転手が確保できないことによるバス路線の廃止や減便が相次ぎ、タクシー運転手の不足とも相まって、県内各地の公共交通が危機に瀕しており、一層の支援強化が求められます。

第10に、国がすすめる軍備の拡張に、県が加担すべきではありません。島根の空の安全を守るためにも、騒音などの住民被害をもたらしている米軍機の無法な低空飛行訓練の中止を強く求めるとともに、美保基地や出雲駐屯地、また、特定利用港湾に追加された境港について、軍事基地としての機能強化を行わないことを求めるべきであります。また、米軍に治外法権的な特権を与えている日米地位協定の抜本的な見直しを強く要求することを求めます。

第11に、県民の命と安全を守ることこそ県政の最大の使命ですが、それを脅かす存在が島根原発です。度重なる法令違反を繰り返す中国電力に県民の不信感は根強く、原発を動かす事業者としての適格性が問われています。使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物の処理方法は確立されておらず、核燃料サイクルは既に破綻しています。今後、中国電力が狙う、2号機のプルサーマル運転と40年を超えての稼働、3号機の新規稼働は、県民の安全・安心を脅かすも

のであり、断じて認められません。

県民の笑顔と幸せを奪い去るのが原発事故です。原発がある限り、毎年、原子力防災訓練を続けなければならず、膨大な準備時間と予算、要員や物資を投入しなければなりません。一方、災害が頻発化、激甚化するもと、様々な努力が重ねられているにもかかわらず、課題は解消されていません。

原発ゼロを決断し、使用済み核燃料や原子炉の処理が終われば、原子力防災訓練をする必要はなくなります。そればかりか、原発事故に備えた避難計画の策定も不必要になります。地震、豪雨など大規模災害も頻発しており、島根原発の廃止を決断すべきであります。

最後に、島根県政の取るべき方向についてです。

1つは、県民合意のない大型建設事業を中止し、県民の暮らしと命を守るための財源を確保すること。2つに、原発稼働に向けたあらゆる動きを中止することです。この両立こそ、県民の命と安全を守る基盤であり、島根創生の大道(だいどう)です。

松江北道路建設計画はきっぱり中止し、原発ゼロの島根をつくる、そして安全・安心の再生可能エネルギーの普及を強力に進め、新たな雇用と産業を創出すべきです。この進路こそ、中山間地域をはじめ県内各地を活性化させるものであり、島根創生の成功に向けた確かな道であることを強調するものです。

【認定第2号議案「令和6年度島根県病院事業会計決算の認定について」】

次に、認定第2号議案「令和6年度島根県病院事業会計決算の認定について」であります。

県立中央病院では、看護師の2交代勤務が行われています。看護師の健康悪化、ひいては離職につながり、患者にとっては、安心・安全な看護の提供の面から有害です。

県民誰もがひとしく安心して県立病院を受診できるように、紹介状のない受診時の加算料や差額ベッド料の徴収など、保険外負担の選定療養費徴収は廃止し、保険証一枚でかけられる公的医療保険制度の充実に努めるべきです。

県立中央病院は、救急医療、地域医療、災害医療、周産期医療など、県医療計画に基づく政策的医療を推進し、県民にとってかけがえのない命綱の病院、宝の病院であります。インフルエンザや新型コロナなどの感染症がまん延する下、県民の命と健康を守るため、懸命の努力が続けられています。心からの感謝と敬意を表するものであり、医療従事者の処遇の改善、医療体

制のさらなる強化を求めるものです。

なお、中央病院の控除対象外消費税、いわゆる損税は9億1227万円にも及んでおり、消費税が病院経営を圧迫する一因となっています。また、健全な病院経営の観点からも、診療報酬のゼロ税率適用並びに消費税減税が求められていることを強調するものです。

【認定第4号議案「令和6年度島根県水道事業会計決算の認定について」】

次に、認定第4号議案「令和6年度島根県水道事業会計決算の認定について」です。

水道用水供給事業において、大田市、江津市に送水する江の川水道施設の施設利用率は、わずか42.2%です。その結果、大田市や江津市は、県下トップクラスの高い水道料金となっています。同様に、飯梨川水道施設の施設利用率は67.2%、斐伊川水道施設は66.6%と、低利用率であります。これら県営水道事業は、積算根拠、需要予測を見誤ったため、使わない水まで住民負担となっており、高い水道料金に市民から悲鳴が上がっています。

地方公営企業法第3条の経営の基本原則には、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されています。それはすなわち、安全な水を、住民の負担とならないよう、低廉な価格で供給することにあります。県として、高い水道料金を引き下げるため、受水団体への資本費負担軽減を図るなど、料金軽減策を講じるべきです。

【第124号議案令和6年度島根県電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について】

最後に、第124号議案「令和6年度島根県電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について」です。今回、江津地域拠点工業団地の分譲価格を引き下げるためとして、電気事業会計においてFIT制度の適用などで生じた利益剰余金の一部をいったん一般会計に繰り出し、特例措置として地方公営企業法第17条の3に基づき、宅地造成事業に合計10億円が繰り入れられる計画となっています。しかし、今優先すべきことは、物価高に苦しむ住民の負担軽減、民生支援ではないでしょうか。

県内各地で水道料金の値上げが計画されています。県東部の4市に水道用水を供給する「島根県水道用水供給事業」、県西部の2市に供給する「江の川水道用水供給事業」の供給単価を

引き下げ、住民の水道料金を引き下げることこそ、すすめるべきではないでしょうか。令和6年度、県内の水道事業者が、水道料金未納者に対して、給水停止を行ったのは、県内で最も料金が低い斐川宍道水道企業団がゼロ件なのに対し、松江市が700件、出雲市が235件、益田市が66件、大田市が54件、浜田市が31件、江津市が24件、雲南市が7件となっています。住民の暮らしと命に直結するのが水道です。料金の引き下げこそ、求められていることを強調するものです。

終わりに、日本共産党県議団は、今回の決算審査に当たって、全体会、分科会におきまして、300項目を超える資料の提供を求め、質疑を行いました。審査過程において、全ての執行部の皆様から誠意ある回答、並びに資料の提供をいただきました。心からの感謝を申し上げ、討論を終わります。